

【論点 2】鳥獣保護管理の役割分担について

1. 現状と課題

都道府県は、鳥獣保護法に基づいて鳥獣保護事業計画を策定することとなっており、また、平成 11 年の法改正により、特定鳥獣保護管理計画を策定できることとなり、多くの都道府県で策定が進んでいる。

一方で、鳥獣による農業被害の深刻さを受けて、平成 19 年に成立した鳥獣被害防止特措法においては、市町村が被害防止計画を策定し、被害防止の取組を行っており、鳥獣保護管理における市町村の役割が大きくなっている。

また、特にシカについては生態系被害が深刻になり国立公園等でも被害が顕著になっている他、シカやイノシシについては、集落への侵入や道路や鉄道での事故が起こるなど生活環境被害の事例も増えている。

このように、鳥獣保護管理には多くの関係機関が関わっており、また、相互の取組は深く関連している。このため、単純な役割分担は困難であるものの、一定の整理をした上で、連携体制を構築する必要がある。

2. 検討の方向

役割分担については、鳥獣保護管理における三本柱（個体群管理、被害防除、生息環境管理）それぞれについて整理する。

個体群管理については、移動する鳥獣の捕獲が中心であることから、関係者の役割分担が複雑となるため、連携にあたっては、十分な調整を図ることが重要である。

3. 役割分担のイメージ

鳥獣保護管理に関する全体調整については、鳥獣保護事業の実施者であり特定鳥獣保護管理計画の策定者である都道府県が実施することが適当であるが、具体的な事業の実施については、関係者がそれぞれ主体的に実施することが必要。三本柱ごとの実施者は、以下のように整理できる。

また、事業実施の効果については、それぞれの実施者が把握・評価するものとするが、様々な主体が実施する事業の総合的な評価は都道府県が、全国的な観点からの評価は国が行う。

（1）個体群管理

- ・ 個体群管理のための捕獲については、私的な捕獲（狭義の狩猟）、農林水産業等の業を守るための捕獲、公益を守るための捕獲の 3 つに整理できるが、それぞれ相互に貢献し合う。ただし、農林水産業等の業を守るための捕獲に

については、中山間地の地域社会を守る側面も大きく、公益を守るための捕獲との切り分けが難しいことが多い。

- ・ 明確な切り分けは困難であるものの、原則として、業を守るための捕獲は被害を受ける者が（必要に応じて産業推進等のための公的な補助を受けて）行い、公益を守るための捕獲は行政が主導で行うものである。
- ・ 都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定鳥獣保護管理計画の策定者であることから、個体群管理全体の調整及び個体数調整のための捕獲を主体的に実施することが適当。ただし、農林水産業等の業を守るための捕獲、公益を守るための捕獲について、それぞれの実施者が十分責任を果たすことが前提である。
- ・ 国は、個体群管理について、広域的な観点から必要な措置を取る必要がある。特に、個体数の増加が見込まれるシカについては、全国的な目標を設定し、各都道府県の取組状況の評価を行うなど、取組の強化が不可欠である。

【イメージ図】



(2) 被害防除

- ・ 被害防除については、原則として、保護すべき対象の管理者が行うもの。ただし、防除のための鳥獣の誘引防止等は、地域ぐるみで行うことから、行政(主として市町村)のイニシアティブが必要。

(3) 生息環境管理

- ・ 生息環境管理は、鳥獣の保護管理単体のために行うことは難しく、森林や河川整備等の土地利用と密接に関係する。このため、土地所有者と調整を図りつつ、行政が主導的に行うもの。